四十六～百二十九　（略）	（略）
百三十　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二万五千円
百三十の二　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	百四十万八千円
百三十一・百三十二　（略）	
備考　（略）	（略）

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十七の八　（略）	（略）
十八　保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	四十七万七千円
十八の二　保安基準第十七条の二第三項に定める基準に係る試験	十八万七千円
十八の三　保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験	十八万七千円
十九　保安基準第十七条の二第五項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	（略）
二十　保安基準第十七条の二第五項及び第六項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	（略）
二十の二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	（略）
二十一　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	（略）
二十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	（略）
二十三　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	（略）
二十四～九十　（略）	（略）
九十一　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十一の二　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	百四十万八千円
九十二・九十三　（略）	
備考　（略）	（略）

四十六～百二十九　（略）	（略）
百三十　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二万五千円
百三十一・百三十二　（略）	
備考　（略）	（略）

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十七の八　（略）	（略）
十八　保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	四十七万七千円
十九　保安基準第十七条の二第三項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	（略）
二十　保安基準第十七条の二第三項及び第四項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	（略）
二十の二　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	（略）
二十一　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	（略）
二十二　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	（略）
二十三　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	（略）
二十四～九十　（略）	（略）
九十一　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十二・九十三　（略）	
備考	（略）

附　則

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。